算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　第28条の3の算式の符号Aの算式の符号aに同じ。

b　第28条の3の算式の符号Aの算式の符号bに同じ。

c　第28条の3の算式の符号Aの算式の符号cに同じ。

d　次号から第4号までに掲げる額の合算額

e　第28条の3の算式の符号Aの算式の符号dに同じ。

B　符号Aの算式の符号aに同じ。

C　符号Aの算式の符号bに同じ。

D　符号Aの算式の符号cに同じ。

E　符号Aの算式の符号dに同じ。

F　符号Aの算式の符号eに同じ。

二　前年度における令和三年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大算定額又は過少算定額前年度における令和三年改正前の省令附則第十四条の二第一号の過大過少額（次の算式により算定した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度における同号の過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額

算式

A×0.75＋B－C

算式の符号

A　前年度の5月、8月、11月及び2月に譲与された特別法人事業譲与税の額の合算額

B　令和2年度減収補塡債のうち特別法人事業譲与税に係るものの額の100分の75に相当する額

C　前年度における令和3年改正前の省令附則第14条の2第1号の額

三　令和三年改正前の省令附則第十四条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の三分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和三年改正前の省令附則第十四条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（136,500円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.982－F＋G

136,500円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（136,500円×α）×A

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第30条第1項第2号に規定する人口

b　法第10条第3項本文の規定により総務大臣が決定する当該年度の普通交付税の額（以下この条において「当該年度普通交付税額」という。）の算定に用いる基準財政収入額の算定基礎のうち特別法人事業譲与税の収入見込額の100分の75に相当する額以外の合算額

c　次号から第4号までに掲げる額の合算額

d　当該年度普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額

B　符号Aの算式の符号aに同じ

C　符号Aの算式の符号bに同じ

D　符号Aの算式の符号cに同じ

E　符号Aの算式の符号dに同じ

二　前年度における令和二年改正前の省令附則第十九条の五第一号の過大算定額又は過少算定額前年度における令和二年改正前の省令附則第十九条の五第一号の過大過少額（次の算式により算定した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度における同号の過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額

算式

A×0.75＋B－C

算式の符号

A　前年度の5月、8月、11月及び2月に譲与された地方法人特別譲与税の額の合算額

B　令和元年度減収補塡債のうち地方法人特別譲与税に係るものの額の100分の75に相当する額

C　前年度における令和2年改正前の省令附則第19条の5第1号の額

三　令和二年改正前の省令附則第十九条の五第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の三分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和二年改正前の省令附則第十九条の五第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（143,100円×α）×A＋B－C－D－E｝×0.986－F＋G

143,100円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（143,100円×α）×A